

## セルフプランの提出について

袖ヶ浦市福祉事務所長 様

私は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に定めるサービスを利用するにあたり、サービス等の支給決定において勘案される「サービス等利用計画（案）」について、相談支援事業所に作成を依頼するのではなく、自分の意思において、自らサービス調整等を図ることや、指定特定相談支援事業者からモニタリングが実施されないなど、制度の内容を理解した上で「セルフプラン」を提出し、サービスの受給を希望します。

令和 年 月 日

自署記名 \_\_\_\_\_

代筆者 \_\_\_\_\_

※セルフプランにより受給できるサービスは、原則として以下に限ります。

就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、 自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
--

※次の項目に該当する場合、「セルフプランの特例利用届」を提出することで、セルフプランの特例利用を認めます。

- ・セルフプラン対象サービス外ではあるが、早急にサービスを利用する必要があり、かつ今後計画相談支援を受けられる目途がついている場合
- ・セルフプラン対象サービスを継続・安定して利用できており、かつ本人が計画相談支援からセルフプランへの移行を希望している場合
- ・その他、特例的にセルフプラン利用することの必要性を袖ヶ浦市が認め、本人がセルフプランの利用を希望している場合